

国民健康保険・後期高齢者医療にご加入の皆さまへ

はり・きゅう・マッサージ施設利用証の手続きは4月1日が切り替えです。令和5年度の利用をご希望の方は各窓口でお手続きをお願いします。※利用証などの再発行はできません。

はり・きゅう・マッサージ施設利用証

国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者に対し、健康増進のためはり・きゅう・マッサージ施設利用証を発行します。

対象者	助成額	窓口
国民健康保険被保険者	1回あたり1,100円を助成。 1日に1回、年48回まで。	<ul style="list-style-type: none"> ●医療介護課 医療保険係 ☎72-0333 (内線513・515) ●各支所
後期高齢者医療被保険者	1回あたり1,000円を助成。 1日に1回、年24回まで。	

●串間温泉いこいの里の利用助成については、3月1日号でご案内した通り、令和4年度をもって終了しました。

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の対象となる期間の延長のお知らせ

この「傷病手当金」は、新型コロナウイルス感染症への感染などによる病気休業により、収入の減少があった世帯の生活を保障するための給付金です。これまで3カ月ごとに延長してきた対象期間が確定しました。

令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間の感染に起因する収入減少が対象となります。

【制度の概要】

- 対象者**＝給与収入のある国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱などの症状があり感染が疑われる方
- 支給要件**＝新型コロナウイルスに感染などの理由により仕事ができず、収入が減少した場合。
- 支給金額**＝労務に服していれば本来受給できた給与収入の3分の2にあたる額を傷病手当金として支給

詳しくは電話にてお問い合わせください。

☎ 医療介護課医療保険係 ☎72-0333 (内線513)



市民病院からのお知らせ

【4月からの診療について】

令和5年4月からの診療日のお知らせになります。
午前中の診療受付時間は、8時半から11時まで(※整形外科の新規患者さまについては10時半までの受け付け)となります。
午後の診療については、手術、検査などの予定もありますので、事前にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

診療科	診察する曜日
内科	月～金曜日 <small>※毎週水曜日の午後は、県立日南病院の循環器専門医師の診察があります。</small>
外科	月～木曜日
乳腺外来	第1・3・5水曜日は午前中のみ 第2・4水曜日は午前、午後
整形外科	月～金曜日
泌尿器科	月～金曜日
産婦人科	毎週木曜日
耳鼻咽喉科	毎週月曜日
皮膚科	毎週木曜日

【市民病院の感染対策について】

- 来院する際は「検温、手指消毒、マスク着用」をお願いします**
院内感染予防のため、院内への出入口を正面1カ所のみ(時間外は警備員室前の時間外出入口のみ)としております。
来院時には、検温、手指消毒、マスク着用(3月13日以降もマスク着用は継続)をお願いします。
発熱や風邪症状がある方については、院内には立ち入らず、事前にご連絡をお願いします。

- 面会について**
1人の患者さまに対し、決められたご家族2名さまのみ面会を許可し、「面会許可証」を発行します。面会時には必ず「面会許可証」を持参してください。
面会を許可された方は、平日の午後2時から午後4時の間で15分以内の面会ができます。
ただし、症状・状態が悪い患者さまで主治医の許可がある場合に限り、面会を許可する場合があります。詳細についてはお問い合わせください。
※感染状況により変更になることがあります。

- 洗濯物の受け渡しについて**
洗濯物は面会時に各自受け渡ししていただきます。
やむを得ず面会時に受け渡しできない場合は、平日の午後4時から午後5時の間のみ、ナースステーションで受け渡しをお願いします(病室には入れません)。
この時間に来られない場合は、平日の午後5時から午後6時の間のみ、時間外出入口の警備室でお荷物のお預かりのみ対応します(病棟には入れません)。

☎ 串間市民病院 ☎72-1234 (平日午前8時半～午後5時15分)